

情報セキュリティ基本方針宣言

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。一方で、個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶たない。また、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要がある。

むつ市は、市民の個人情報や行政運営上重要な情報を多数取り扱っている。また、電子自治体の構築が進み、多くの業務が情報システムやネットワークに依存している。したがって、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、市民の権利、利益を守るためにも、行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠である。また、むつ市には、地域全体の情報セキュリティ基盤を強化していく役割も期待されている。

これらの状況を鑑み、むつ市における情報資産に対する安全対策を推進し、市民からの信頼を確保し、さらに地域に貢献するため、以下の事項を積極的に取り組むことを宣言する。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための全庁的な体制を確立する。
- (2) 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定する。
- (3) むつ市の保有する情報資産を適切に管理する。
- (4) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施する。
- (5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定める。
- (6) 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施する。
- (7) すべての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守する。
- (8) 地域全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、地域における広報啓発や注意喚起、官民の連携・協力等に積極的に貢献する。

令和 7 年 5 月 21 日

むつ市長 山本 知也